

上尾市学校給食運営委員会条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 3 号

上尾市学校給食運営委員会条例

(設置)

第 1 条 上尾市立小学校及び中学校（第 3 条第 2 項において「学校」という。）における学校給食（上尾市学校給食実施条例（令和 7 年上尾市条例第 9 号）第 2 条第 2 号に規定する学校給食をいう。次条において同じ。）を適正に運営するため、上尾市学校給食運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校給食の実施に関する計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 学校給食法第 11 条第 2 項に規定する学校給食費に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、学校給食の運営に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校の校長を代表する者
- (2) 学校に在学する児童又は生徒の保護者を代表する者
- (3) 学校の学校医を代表する者
- (4) 学校の学校薬剤師を代表する者
- (5) 本市を所管する保健所の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第54号を次のように改める。

(54) 学校給食運営委員会委員

別表第1の54の項を次のように改める。

54	学校給食運営委員会	
	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

(上尾市立中学校給食共同調理場条例の一部改正)

- 3 上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成4年上尾市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

(上尾市立中学校給食共同調理場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会の委員である者の任期は、前項の規定による改正前の上尾市立中学校給食共同調理場条例第4条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

上尾市立中学校給食共同調理場条例

〔平成4年12月24日〕
〔条例第35号〕

(設置)

第1条 上尾市立中学校の学校給食に係る調理業務等进行处理するため、上尾市立中学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）を上尾市大字上尾村476番地1に設置する。

(業務)

第2条 共同調理場は、学校給食の調理及び運搬その他学校給食に必要な業務を行う。

(職員)

第3条 共同調理場に所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成5年3月31日までの間に委嘱され、又は任命された運営委員会の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成8年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

上尾市学校給食専門委員会設置要綱

〔 令和 5 年 3 月 3 1 日
教 育 長 決 裁 〕

（設置）

第 1 条 上尾市立小学校（以下単に「小学校」という。）及び上尾市立中学校（以下単に「中学校」という。）における学校給食（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条第 1 項に規定する学校給食をいう。第 3 条及び別表において同じ。）を円滑に運営し、及び推進するため、上尾市学校給食専門委員会として次に掲げる専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

- (1) 小学校献立専門委員会
- (2) 小学校物資専門委員会
- (3) 中学校献立専門委員会
- (4) 中学校物資専門委員会
- (5) 小中学校指導専門委員会

（定義）

第 2 条 この要綱において「小学校栄養職員」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条各号列記以外の部分に規定する学校栄養職員に該当する者であつて、かつ、小学校に置かれるものをいう。

- 2 この要綱において「中学校栄養職員」とは、市町村立学校職員給与負担法第 1 条各号列記以外の部分に規定する学校栄養職員に該当する者であつて、かつ、中学校に置かれるものをいう。

（所掌事務）

第 3 条 専門委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 小学校献立専門委員会 小学校の学校給食に係る献立の作成並びに新しい献立及び製品の研究に関すること。
- (2) 小学校物資専門委員会 小学校の学校給食に係る物資の納入業者の選定並びに物資の選定及び購入に関すること。

- (3) 中学校献立専門委員会 中学校の学校給食に係る献立の作成並びに新しい献立及び製品の研究に関すること。
- (4) 中学校物資専門委員会 中学校の学校給食に係る物資の納入業者の選定並びに物資の選定及び購入に関すること。
- (5) 小中学校指導専門委員会 小学校及び中学校の学校給食に係る指導その他学校給食の調査研究に関すること。

(組織)

第4条 専門委員会は、別表の左欄に掲げる専門委員会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者のうちから教育長が指名する者をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 専門委員会に、それぞれ委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職にある委員をもって充てる。

(1) 小学校献立専門委員会、小学校物資専門委員会及び小中学校指導専門委員会 小学校の校長

(2) 中学校献立専門委員会及び中学校物資専門委員会 中学校の校長

3 副委員長は、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職にある委員をもって充てる。

(1) 小学校献立専門委員会及び小学校物資専門委員会 小学校の教頭

(2) 中学校献立専門委員会及び中学校物資専門委員会 中学校の教頭

(3) 小中学校指導専門委員会 中学校の校長

4 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 専門委員会の会議は、それぞれ当該専門委員会の委員長が招集し、

その議長となる。

（関係者の会議への出席等）

第 8 条 専門委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

（庶務）

第 9 条 専門委員会の庶務は、小学校献立専門委員会、小学校物資専門委員会及び小中学校指導専門委員会にあっては教育委員会事務局学校教育部学校保健課において、中学校献立専門委員会及び中学校物資専門委員会にあっては教育委員会事務局学校教育部中学校給食共同調理場（別表において「共同調理場」という。）において、それぞれ処理する。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、それぞれ当該専門委員会の委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（上尾市立中学校給食専門部会設置要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 上尾市立中学校給食専門部会設置要綱（平成 4 年 12 月 28 日教育長決裁）

(2) 上尾市立小学校給食専門委員会設置要綱（平成 5 年 1 月 8 日教育長決裁）

(3) 上尾市立小学校給食運営委員会設置要綱（平成 5 年 1 月 8 日教育長決裁）

（上尾市立中学校給食専門部会設置要綱の廃止に伴う経過措置）

3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の上尾市立中学校給食専門部会設置要綱第 1 条の規定に基づき設置された専門部会の委員である者の任期は、同要綱第 4 条の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

別表（第4条関係）

小学校献立専門委員会	(1) 小学校の校長の職にある者（1人） (2) 小学校の教頭の職にある者（1人） (3) 小学校の教諭の職にある者であって、 学校給食に関する校務を担当するもの （3人） (4) 小学校の栄養教諭の職にある者又は小 学校栄養職員（7人以内） (5) 小学校の給食調理員の職にある者（3 人）
小学校物資専門委員会	(1) 小学校の校長の職にある者（1人） (2) 小学校の教頭の職にある者（1人） (3) 小学校の教諭の職にある者であって、 学校給食に関する校務を担当するもの （3人） (4) 小学校の栄養教諭の職にある者又は小 学校栄養職員（7人以内） (5) 小学校の給食調理員の職にある者（2 人）
中学校献立専門委員会	(1) 中学校の校長の職にある者（1人） (2) 中学校の教頭の職にある者（1人） (3) 中学校の教諭の職にある者であって、 学校給食に関する校務を担当するもの （3人） (4) 中学校の栄養教諭の職にある者又は中 学校栄養職員（2人） (5) 共同調理場の栄養士の職にある者（1 人）
中学校物資専門委員会	(1) 中学校の校長の職にある者（1人） (2) 中学校の教頭の職にある者（1人）

	(3) 中学校の教諭の職にある者であって、 学校給食に関する校務を担当するもの (3 人) (4) 中学校の栄養教諭の職にある者又は中 学校栄養職員 (2 人) (5) 共同調理場の栄養士の職にある者 (1 人)
小中学校指導専門委員会	(1) 小学校の校長の職にある者 (1 人) (2) 中学校の校長の職にある者 (1 人) (3) 小学校の教諭の職にある者であって、 学校給食に関する校務を担当するもの (2 2 人) (4) 中学校の教諭の職にある者であって、 学校給食に関する校務を担当するもの (1 1 人) (5) 小学校の栄養教諭の職にある者又は小 学校栄養職員 (2 人) (6) 中学校の栄養教諭の職にある者又は中 学校栄養職員 (2 人)

上尾市学校給食実施条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 9 号

上尾市学校給食実施条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市立学校における学校給食の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 上尾市立学校設置条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 1 1 号）第 2 条に規定する小学校（以下「小学校」という。）及び中学校（上尾市立東中学校向原分校を除く。以下「中学校」という。）をいう。
- (2) 学校給食 学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 3 条第 1 項に規定する学校給食その他市立学校において実施される給食をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法第 1 1 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。
- (4) 学校給食費負担者 保護者（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 6 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）その他学校給食を受ける者（小学校に在学する児童及び中学校に在学する生徒（以下「児童生徒」という。）を除く。）をいう。

(学校給食の実施)

第 3 条 市は、児童生徒、市立学校の県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 7 条第 1 項に規定する県費負担教職員をいう。）その他の学校給食を実施する必要がある者に対し、学校給食を実施するものとする。

- 2 一の年度における学校給食の実施の期間及び回数は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が上尾市学校給食運営委員会（上尾市学校給食運営委員会条例（令和 5 年上尾市条例第 3 号）第 1 条の規定に基づき設置された上尾市学校給食運営委員会をいう。）の意見を聴いて定める

ものとする。

（学校給食費）

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費（学校給食費負担者が保護者以外の者である場合にあっては、学校給食費に相当する経費。以下同じ。）を徴収する。

2 学校給食費の額は、毎年度、市長が定めるものとする。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、学校給食の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（上尾市学校給食運営委員会条例の一部改正）

2 上尾市学校給食運営委員会条例（令和5年上尾市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項」を「上尾市学校給食実施条例（令和 年上尾市条例第 号）第2条第2号」に改める。

第2条第2号中「学校給食法第11条第2項」を「上尾市学校給食実施条例第4条第1項」に改める。

上尾市学校給食実施条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会規則第 6 号

上尾市学校給食実施条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上尾市学校給食実施条例（令和 7 年上尾市条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(学校給食費の徴収)

第 3 条 教育委員会は、毎月、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。ただし、8 月分に係る学校給食費については、徴収しない。

(学校給食費の額)

第 4 条 学校給食費の額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校に係る学校給食費負担者（第 5 号に掲げる者を除き、児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者に限る。） 月額 4, 3 9 0 円
- (2) 小学校に係る学校給食費負担者（前号及び第 5 号に掲げる者を除く。） 月額 5, 0 0 0 円
- (3) 中学校に係る学校給食費負担者（第 5 号に掲げる者を除き、児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者に限る。） 月額 5, 3 1 0 円
- (4) 中学校に係る学校給食費負担者（前号及び次号に掲げる者を除く。） 月額 5, 9 5 0 円
- (5) 児童生徒が飲用牛乳その他の飲料のみを摂取する場合における当該児童生徒の保護者 月額 1, 0 0 0 円

- 2 前項の規定にかかわらず、学校給食費の額は、次のいずれかに該当するときその他教育委員会が必要と認めるときは、日割りによって計算する。
- (1) 児童生徒が死亡し、又は転出し、若しくは転入したとき。
 - (2) 傷病、食物アレルギー等を理由として学校給食を受けない授業日が引き続き5日を超えたとき。
 - (3) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による臨時休業により学校給食を受けない授業日が引き続き5日を超えたとき。
 - (4) 小学校の第1学年の4月分又は中学校の第3学年の3月分に係る学校給食費を徴収するとき。
 - (5) 条例第3条第1項に規定する者（児童生徒を除く。）であって、日割りによる計算により学校給食費を徴収することが適当であると教育委員会が認めるものであるとき。
- 3 前項の場合における学校給食費の額は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項第1号に掲げる者 日額270円
 - (2) 第1項第2号に掲げる者 日額300円
 - (3) 第1項第3号に掲げる者 日額310円
 - (4) 第1項第4号に掲げる者 日額360円
 - (5) 第1項第5号に掲げる者 日額60円
- 4 前2項の規定により日割りによって計算した学校給食費の額が第1項各号に定める額を超える場合における学校給食費の額は、同項各号に定める額とする。
- （学校給食費の納入）
- 第5条 学校給食費負担者は、教育委員会が指定する日までに学校給食費を納入するものとする。
- （学校給食の停止及び再開）
- 第6条 学校給食費負担者は、次のいずれかに該当するときは、上尾市学校給食停止（再開）届（第1号様式）により、教育委員会に届け出なければならない。
- (1) 転出等を理由として学校給食を受けることができないとき。
 - (2) 傷病、食物アレルギー等を理由として学校給食を受けない授業日が引き続き5日を超えたとき。

(3) 次項の規定により停止した学校給食の再開を希望するとき。

2 教育委員会は、前項（第3号を除く。）の規定による届出があったときは、当該届出をした学校給食費負担者に係る学校給食を停止するものとする。

3 教育委員会は、第1項（第3号に限る。）の規定による届出があったときは、当該届出をした学校給食費負担者に係る学校給食を再開するものとする。

4 前2項の規定に該当する場合のほか、教育委員会は、必要と認めるときは、条例第3条第1項に規定する者について、学校給食を停止し、又は停止した学校給食を再開することができる。

（学校給食の中止）

第7条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、緊急に学校給食の全部又は一部を中止することができる。

(1) 学校給食の実施により、児童生徒の生命又は身体に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

(2) 感染症、大規模災害その他の事由により学校給食を安全に実施することが困難であるとき。

(3) その他学校給食を実施することが困難又は不適當であると教育委員会が認めるとき。

（学校給食費の還付）

第8条 教育委員会は、児童生徒が食物アレルギーその他の理由により飲用牛乳を摂取することができないときは、当該児童生徒の保護者に対し、当該飲用牛乳に係る学校給食費に相当する額を還付するものとする。

2 教育委員会は、前条の規定により学校給食を中止した場合において、当該中止の期間における学校給食実施予定日数（学校給食費の実施を予定していた日数をいう。以下この項において同じ。）が5日を超えたときは、当該学校給食費負担者に対し、当該中止の期間の属する月分の学校給食費の額の範囲内において当該中止の期間における6日目以降の学校給食実施予定日数に係る学校給食費に相当する額を還付するものとする。この場合において、当該還付の額は、当該中止の期間における6日目以降の学校給食実施予定日数に第4条第3項各号に定める額を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定に該当する場合のほか、教育委員会は、過誤納に係る学校

給食費があるときは、当該学校給食費負担者に対し、当該学校給食費に相当する額を還付するものとする。

- 4 教育委員会は、前3項の規定により学校給食費に相当する額を還付するときは、上尾市学校給食費還付通知書（第2号様式）により、その旨を当該学校給食費負担者に通知するものとする。

（学校給食費の減免）

第9条 条例第4条第3項の規定による学校給食費の減額又は免除（以下この条において「学校給食費の減免」という。）は、次のいずれかに該当する場合において、これを行うことができる。

- (1) 学校給食費負担者が児童生徒を3人以上扶養している場合であって、当該児童生徒のうちいずれかの者が市立学校で学校給食を受けていることその他教育長が定める要件を満たすとき。
- (2) 災害等により学校給食費に係る納付の資力がないと認められるとき。
- (3) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

- 2 学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、上尾市学校給食費減免申請書（第3号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。

- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、学校給食費の減免の可否を決定し、上尾市学校給食費減免（棄却）決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした学校給食費負担者に通知しなければならない。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 学校給食の実施に関する事務の執行に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（上尾市学校給食実施規則の廃止）

- 3 上尾市学校給食実施規則（令和5年上尾市教育委員会規則第4号）は、

廃止する。

（経過措置）

- 4 この規則の施行の際、現に提出されている前項の規定による廃止前の上尾市学校給食実施規則（以下「旧規則」という。）第1号様式による書類は、第1号様式によるものとみなす。
- 5 この規則の施行の際、現に交付されている旧規則第2号様式による書類は、第2号様式によるものとみなす。
- 6 この規則の施行前に旧規則の規定により教育委員会がした学校給食費の徴収その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定に基づいて、教育委員会がした学校給食費の徴収その他の行為とみなす。
- 7 この規則の施行前に旧規則の規定により教育委員会に対してされている学校給食の停止の届出その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定に基づいて、教育委員会に対してされた学校給食の停止の届出その他の行為とみなす。